

**厚木市犯罪被害者等支援条例の骨子（案）に対する  
パブリックコメントの実施結果について**

**1 意見募集期間**

令和6年12月2日（月曜日）から令和7年1月6日（月曜日）まで

**2 意見の件数等**

- (1) 意見をいただいた人数      1人
- (2) 意見の件数                      3件
- (3) 案に反映した意見の数        0件

**3 意見と市の考え方**

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
<b>「7 相談、情報の提供等」について</b>			
1	犯罪による被害は理不尽に誰の身にも起こる可能性があります。条例制定後は制度の周知をしっかりと行い、行政が手を差し伸べるなど、犯罪被害に遭った方が漏れなく支援を受けられるようにしてほしい。	制度の周知につきましては、市ホームページや広報あつぎへの掲載及び関係団体への案内など、様々な機会を活用して広報・啓発を行うとともに、犯罪被害者等が必要とする支援を受けられるよう神奈川県や警察等の関係機関と連携を図っていきます。	
2	犯罪被害者は、直接的な被害だけでなく、精神的な苦痛や心身の不調など様々な問題を抱えて苦しむこととなります。そういった方々が一刻も早く回復できるように支援体制を整備してほしい。	支援体制につきましては、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職の配置の検討を始め、職員が犯罪被害者等の支援に関する研修や講座を受講し、支援をするために必要な知識や技術を習得するなど、人員配置等の体制を整備することにより、総合的な支援を実施していきます。	

### 「13 支援を行わないことができる場合」について

3	「支援を行わないことができる場合」に「社会通念上適切でないと認められる場合」とありますが、どのような場合がそれに当たるのでしょうか。	「社会通念上適切でないと認められる場合」につきましては、主なものとして、犯罪被害者等が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合等を想定しています。	
---	--	---	--

#### 4 お問合せ先

- (1) 担当課名 ぐらし交通安全課
- (2) 連絡先 046-225-2148

#### 5 結果公開日

令和7年2月3日 公開